

## 平成 25 年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

## 目 次

平成 25 年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況	1
・ 参考資料 1 平成 25 年度 健全化判断比率の状況	2
・ 参考資料 2 自治体財政健全化法 指標（数値基準）と対象範囲	3

## 平成25年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

### 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率の状況について

健全化判断比率	(単位:%)			(参考)
	早期健全化基準	財政再生基準	丸亀市	平成24年度
○実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の比率	12.12	20.0	— (-6.47)※	— (-4.11)※
○連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字の比率	17.12	30.0	— (-51.07)※	— (-34.72)※
○実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25.0	35.0	4.7	6.1
○将来負担比率 地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	350.0		44.5	54.5

### 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について

(単位:%)		
公営企業における資金不足比率	経営健全化基準	丸亀市
競艇事業会計	0.0	—
水道事業会計	20.0	—
公共下水道特別会計		—
農業集落排水特別会計		—

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

平成25年度		比率の状況(%)	実質赤字比率	実質公債費比率				
健全化判断比率の状況			実質赤字比率	区分		決算額(単位:千円,%)	左の内訳	
			—	公債費充当一般財源等(繰上償還額及び満期一括地方債の元金に係る分を除く)①		3,638,944	④の内訳	
			—	積立不足額を考慮して算定した額②		0	公共下水道事業	
			4.7	満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの③		0	473,686	
			44.5	公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金④		557,435	農業集落排水事業	
				一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金⑤		70,691	74,765	
				公債費に準ずる債務負担行為に係るもの⑥		6,825	水道事業	
				一時借入金の利子⑦		6	診療所特別会計	
				特定財源の額⑧		68,188	1,261	
				事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費⑨		330,724	⑥の内訳	
				事業費補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金⑩		197,322	決算額(千円)	
				災害復旧費等に係る基準財政需要額⑪		2,223,671	農道舗装元金	
				災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るもの)⑫		474,829	農道舗装利子	
				密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金⑬		1,748	81	
				密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金⑭		0	水資源機構負担金	
				小計(①~⑦)-(⑧~⑭)【A】		977,419	3,025	
				標準財政規模⑮		24,464,263	単年度	
				⑨~⑭の額⑯		3,228,294	23年度	
				小計⑮-⑯【B】		21,235,969	24年度	
				実質公債費比率(単年度)【A】/【B】×100		4.60266	25年度	
				将来負担比率			実質公債費比率(3ヶ年平均)	
				区分		決算額(単位:千円,%)	左の内訳(単位:千円)	
				25年度末一般会計等の地方債現在高①		47,320,611	②の内訳	
				債務負担行為に基づく支出予定額②		1,182,014	決算額	
				一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額③		6,972,060	水資源機構負担金	
				組合等の地方債の元金償還に対する本市の負担見込額④		465,477	25,112	
				退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額⑤		8,090,360	1,155,333	
				設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額⑥		1,350,000	農道舗装	
				連結実質赤字額⑦		0	③の内訳	
				組合等の連結実質赤字相当額のうち本市の一般会計等の負担見込額⑧		0	決算額	
				25年度末充当可能基金現在高⑨		9,620,812	公共下水道事業	
				充当可能な特定の歳入見込額⑩		1,244,536	5,767,695	
				地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額⑪		45,060,083	農業集落排水事業	
				小計 将来負担額-(⑨~⑪)【A】		9,455,091	1,065,482	
				標準財政規模⑫		24,464,263	水道事業	
				災害復旧費等に係る基準財政需要額⑬		2,223,671	127,613	
				災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るもの)⑭		474,829	診療所特別会計	
				事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費⑮		330,724	11,270	
				事業費補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金⑯		197,322	④の内訳	
				密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金⑰		1,748	決算額	
				密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る)⑱		0	⑩の内訳	
				小計(標準財政規模⑫-算入公債費等⑬~⑱)【B】		21,235,969	決算額	
				将来負担比率【A】/【B】×100		44.5	4.7	
				①~⑪額【A】		12,494,091	山最終処分場	
				標準財政規模【B】		24,464,263	147,170	
				連結実質赤字比率【A】/【B】×100		51.07	クリントピア丸亀	
				※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。			215,492	
							⑥の内訳	
							決算額	
							中継ケーブルビジョン	
							1,350,000	
							⑩の内訳	
							決算額	
							地域総合整備資金貸付金返還金	
							31,139	
							災害援護資金貸付金等	
							7,799	
							市営住宅使用料等	
							205,341	
							土地開発公社に対する貸付金償還金	
							1,000,257	

自治体財政健全化法 指標(数値基準)と対象範囲

財政再生基準(国の管理下で再建)			20%	30%	35%							
早期健全化基準			12.12%	17.12%	25%	350%	20%					
丸亀市			—	—	4.7%	44.5%	—					
地方自治体	一般会計	①普通会計	↑ 実質赤字比率	↑ 連結実質赤字比率	↑ 実質公債費比率	↑ 将来負担比率						
								特別会計	②公営事業会計			
	うち	③公営企業会計				↓ 資金不足比率						
							④一部事務組合・広域連合					
	⑤地方公社・第三セクター											

※公営企業会計ごとに算定

※公営企業会計のうち競艇事業会計の早期健全化基準（経営健全化基準）は0.00%である。

①普通会計	一般会計
②公営事業会計	国民健康保険特別会計、国民健康保険診療所特別会計、駐車場特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計
③公営企業会計	競艇事業会計、水道事業会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計
④一部事務組合・広域連合	中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合、まんのう町外三ヶ市町山林組合、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合
⑤地方公社	丸亀市土地開発公社
⑤第三セクター	丸亀市福祉事業団、丸亀市体育協会、ミモカ美術振興財団、香川県中部流通センター、中讃ケーブルビジョン